

マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」
 お持ちではない方は「資格確認書」を交付します。



令和6年12月2日以降、保険証が発行されなくなり、保険証に代わり新たな様式となりました。

「マイナ保険証をお持ちの方」

- ・マイナンバーカードの保険証利用登録をした方

「マイナ保険証をお持ちではない方」

- ・マイナンバーカードを持っていない方
- ・マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方 など

「資格情報のお知らせ」

〒062-0934
 札幌市豊平区平岸 4条 9丁目 10-20
 ●●● ●●● 様
 (北建 1-70001)

A4サイズ

北海道建設国民健康保険組合 (013045)
 TEL: 011-812-7731

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせいたします。
 なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	北建	番号	1-70001	(枝番) 10
氏名	●●● ●●●			
フリガナ	○○○ ○○○			
負担割合	***			
発効期日	***			
有効期限	***			
資格取得年月日	令和●●年●●月●●日			
交付年月日	令和●●年●●月●●日			

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

QRコード

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

資格情報のお知らせ

令和6年12月2日交付

記号 北建 番号 1-70001 (枝番) 10

氏名 ●●● ●●●

負担割合 *** 発行年月日 ***

有効期限 ***

保険者番号 013045 保険者名 北海道建設国民健康保険組合

加入支部 □□支部 電話番号 098-765-4321

右側を切り取ってご利用いただくこともできます
 (このお知らせのみでは受診できません)

受診の際にはマイナ保険証が必ず必要です

「資格確認書」

●おもて面

国民健康保険
 資格確認書

保険証と同じサイズ

有効期限 令和7年4月30日

記号 北建 番号 1-70001 (枝番) 10

氏名 ●●● ●●●

生年月日 平成○○年○○月○○日 性別 ●

資格取得年月日 令和6年12月1日

交付年月日 令和6年12月2日

組合員氏名 ●●● ◇◇◇

住所 札幌市●●区●●条●●丁目●●番●●号

保険者番号 013045 保険者名 北海道建設国民健康保険組合

加入支部 □□支部 電話番号 098-765-4321 印

●うら面

保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
 【 心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・眼球 】

[特記欄 :]

署名年月日 : 年 月 日

本人署名(自筆) : _____ 家族署名(自筆) : _____

- ☑70歳から74歳の方には「高齢受給者証」も交付されます。
- ☑「資格情報のお知らせ」は、マイナンバーカードと一緒に保管してください。
- ☑交付された「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の記載内容に誤りはありませんか？
 誤りがあった場合は、加入している支部へご連絡ください。

【医療機関を受診するときは？】

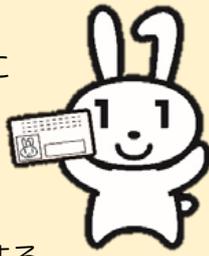
「資格情報のお知らせ」が交付された方

医療機関の窓口にある、カードリーダーにマイナンバーカードを提示し、受付を行ってください。

マイナンバーカードの読み取りができない場合などは、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を医療機関に提示してください。

■受付方法

- ①顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ②本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③各種情報提供の同意選択をする



「資格確認書」が交付された方

医療機関の窓口で「資格確認書」を提出してください。

ご自身の自己負担割合で、これまでと同じように受診することができます。



【有効期限は？】

「資格情報のお知らせ」

「資格情報のお知らせ」に記載された内容に変更がない場合は、1回のみ発行となり、有効期限はありません。

ただし、70歳から74歳の方は、「資格情報のお知らせ」に記載された有効期限となります。

「資格確認書」

令和8年4月末までとなります。

なお、その後は、毎年4月から翌年4月末までの「資格確認書」を発行します。

【こんなときはどうするの？】

Q マイナンバーカードを紛失した場合はどうすればいいですか？

A カードの再発行は、自治体にお問い合わせください。

カードが再発行されるまでに医療機関を受診する場合は、短期間の資格確認書を発行しますので、加入支部にて発行手続きを行ってください。

Q マイナ保険証が使いづらいので、資格確認書を発行してもらえますか？

A マイナ保険証を持っている方には資格確認書を発行できません。

どうしてもマイナ保険証が使いづらい方に対応して、保険証利用の登録解除手続きができますので、加入支部にて解除手続きを行ってください。

なお、マイナ保険証をお持ちの方で、マイナンバーカードでの受診が困難な方（高齢者、障がいをお持ちの方など）は、申請により「資格確認書」を発行します。